

普通会計行政コスト計算書

1. 基本事項

貸借対照表は、一定の時点における資産、負債等の状況をあらわしているものですが、地方公共団体の行政活動は、将来の世代も利用できるような資産の形成のみではなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスの提供も行っています。

そこで、貸借対照表だけではなく地方公共団体の活動を総合的にわかり易くする観点から、資産の形成につながらない当該年度の行政サービスの提供の状況を説明する手段として「行政コスト計算書」の作成を行うものとします。

①普通会計を対象

貸借対照表と同様、総務省改訂方式に沿ったものとしており、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分である「普通会計」を対象とします。

②行政コスト計算書作成基準日

各会計年度（4月1日～翌年3月31日）を作成基準日とします。なお、出納整理期間（4月1日～5月31日）における出納は、作成基準日までに終了したものととして処理します。

2. 概要

企業会計では、損益計算書において売上に対応する売上原価を費用として算出していますが、営利活動を目的としない地方公共団体では逆に、行政サービスの遂行にどれだけコストがかかったかを明らかにすることが肝要となります。この観点から、行政サービスのどの分野に、どのような種類のコストがいくらかかったかを一覧できるように、目的別経費と性質別経費とでそれぞれ区分して表示しています。

行政サービスにかかるコスト（経費）について、行（縦項目）に性質別経費を、列（横項目）に目的別経費を示しています。

性質別経費：「人にかかるコスト」「物にかかるコスト」「移転支出的なコスト」「その他のコスト」に分類

目的別経費：行政分野ごとに、その目的によって「生活インフラ・国土保全」「教育」「福祉」などに分類

項目の概要は次の通りです。

1は人にかかるコストの項目です。主に自治体で働く職員の給与であったり、退職手当、賞与などにかかる経費が計上されます。

2は物にかかるコストの項目です。自治体を運営するためには人だけではなく、物も使います。ここには、そういった物を購入するのに使ったお金や、公共の施設を修理するために使ったお金が計上されます。

3は他の団体や個人に対して使ったお金の項目です。児童福祉や生活保護などに使ったお金や、他の団体が施設を作る際に援助した金額などが計上されます。

4はこれまでに分類した以外のコストが計上される項目です。

経常収益は、行政サービスに対して直接支払われる対価を計上します。例えば、住民票のコピーを出してもらう時に支払う手数料などが該当します。

経常行政コストから経常収益を差し引いた金額が計上されます。これは行政サービスに対してかかったコストと、そのサービスの対価として支払われたお金を差し引いて、税金などで賄わなければならない金額を示しています。

【経常行政コスト】

1	(1)人件費
	(2)退職手当引当金繰入等
	(3)賞与引当金繰入額
	小 計
2	(1)物件費
	(2)維持補修費
	(3)減価償却費
	小 計
3	(1)社会保障給付
	(2)補助金等
	(3)他会計等への支出額
	(4)他団体への 公共資産整備補助金等
	小 計
4	(1)支払利息
	(2)回収不能見込計上額
	(3)その他行政コスト
	小 計
経 常 行 政 コ ス ト a	
(構 成 比 率)	

【経常収益】

1	使用料・手数料	b
2	分担金・負担金・寄附金	c
経 常 収 益 合 計		d
(b + c)		d
d/a		
(差引)純経常行政コスト		a-d

I. 【経常行政コスト】

人にかかるコスト、物にかかるコスト、移転支出的なコスト、その他のコストに分類されます。

①人にかかるコスト

人件費、退職給与引当金繰入等、賞与引当金繰入等に分類されます。

人件費とは、議員への報酬や職員への給料などの人件費のうち、退職手当組合負担金を除いた額をさします。

退職給与引当金繰入等は、退職給与引当金として当該年度において新たに繰り入れられた額をさします。

賞与引当金繰入等は、当該年度に発生した勤勉手当及び期末手当の算定対象となる労働に対する金額をさします。

②物にかかるコスト

物件費、維持補修費、減価償却費に分類されます。

物件費とは、消耗品や委託料、旅費などのサービスの提供に必要な消費的性質の経費で、維持補修費は施設の維持に要する費用、減価償却費は年数の経過による有形固定資産の価値の減少分を経費として計上したものです。

③移転支出的なコスト

社会保障給付、補助金等、他会計への支出額、他団体等への公共資産整備補助金等に分類されます。

社会保障給付とは、生活保護や各種手当の支給などに要する経費のことで、補助金等には各種団体や公営企業などに対する補助金や負担金が計上されます。他会計への支出額には特別会計に繰出した額のうち、定額運用基金への繰出金を除いた額を計上し、他団体等への公共資産整備補助金等は、普通建設事業費として計上された額のうち他団体への補助金として使われた額とします。

④その他のコスト

支払利息、回収不能見込計上額、その他行政コストに分類されます。

支払利息は、地方債及び一時借入金の利子分とします。回収不能見込計上額は、時効などにより徴収できなかった市税や使用料などをさします。その他行政コストは、既出の項目に該当しなかった行政コスト該当金額を計上します。

II. 【経常収益】

使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金に分類されます。

III. 【純経常行政コスト】

経常行政コストの合計額から、経常収益の合計額を差し引いて求められます。